



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

平成27年9月15日 環境省報道発表資料抜粋

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成27年9月15日（火）から平成27年10月15日（木）までの間、インターネット、郵送及びファックスにより御意見を募集（パブリックコメント）します。

1. 背景

平成25年10月10日に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、水俣病の経験を有する我が国が早期に条約を締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策のあり方についての検討が進められ、第189回通常国会で水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号。以下「改正法」という。）が成立し、平成27年6月19日に公布されました。

今般、改正法の施行に伴い、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）について所要の改正を行うので、本案について広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。

2. 意見募集対象

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」（別紙）

3. 関係する資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

環境省水・大気環境局大気環境課（水銀大気排出対策担当）

（東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎5号館 23階）

4. 募集要綱

(1) 募集期間

平成27年9月15日（火）から平成27年10月15日（木）まで

(2) 意見の提出方法

（省略）

(別紙)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 趣旨

平成 25 年(2013 年)10 月に水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。))」が採択された。これを受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 41 号。以下「改正法」という。)が第 189 回通常国会で成立し、平成 27 年 6 月 19 日に公布された。

今般、条約の早期締結のため、改正法の施行に伴い、大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号。以下「政令」という。)について所要の改正を行うものである。

2. 概要

(1) 水銀排出施設について、条約附属書 D に掲げる施設又は条約附属書 D に掲げる工程を行う施設のうち、条約第 8 条 2 (b) の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする(具体的な種類及び規模は環境省令で定める)。

(2) 環境大臣又は都道府県知事が、水銀排出施設の設置者に対し、報告徴収及び立入検査ができる事項を定める。

報告徴収：水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等

立入検査：水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類

(3) 都道府県知事の権限のうち、政令で定める市の長に委任する事務は、設置等の届出受理、改善勧告等・改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収・立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長との通知の受理・要請・協議等に関する事務とする。

また、工場に係る事務は、指定都市及び中核市の長が行い、工場以外に関する事務は、政令第 13 条第 1 項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長が行うこととする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

※ 法第 18 条の 32 の規定に基づく要排出抑制施設に係る事項は、所要の調査検討を行った上で定めることとし、今般の政令改正では措置しないものとする。

3. 施行期日

改正法の施行の日(条約が日本国について発効する日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日)

※ 施行期日を定める政令は、別途定めるものとする。

(編集部注)：この政令案は、愛研技術通信第 107 号(2015 年 7 月 3 日)で既報の「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に関するものです。

参考

「条約附属書 D に掲げる施設又は条約附属書 D に掲げる工程」とは、水銀に関する水俣条約(以下「条約」と略記する。)附属書 D において次のものが示されています。

附属書 D 水銀及び水銀化合物の大気への排出点源リスト

点源カテゴリー：

石炭焼き火力発電所

石炭焼き産業用ボイラー

非鉄金属の生産に使用される精錬及び焼結プロセス 廃棄物焼却施設

セメント・クリンカー製造施設。

また、「条約第 8 条 2 (b) の基準」については、条約において次のように示されています。

「いずれかの分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限り、選択により、附属書 D に掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる。」

○（お知らせ）「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

平成 27 年 9 月 18 日 環境省報道発表資料抜粋

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、平成 27 年 10 月 21 日から施行されることになりました。

今回の省令改正は、トリクロロエチレンについて、排水基準を 0.3mg/L から 0.1mg/L に、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正するものです。

なお、本省令改正は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」（平成 27 年 4 月 21 日）を踏まえたものです。

1. 改正の経緯

トリクロロエチレンの環境基準については、平成 26 年 11 月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更されました。

これを受け、環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法の排水基準等の見直しについて中央環境審議会に諮問し、平成 27 年 4 月 21 日に答申をいただいたところです。

今般の省令改正は、この答申を受けて、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

2. 改正の概要

トリクロロエチレンの排水基準を 0.3mg/L から 0.1 mg/L に（排水基準を定める省令の一部改正）、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正します（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）。

トリクロロエチレンに関する基準値の改正

基準	改正後の基準値	改正前の基準値
排水基準	0.1mg/L	0.3mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.01mg/L	0.03mg/L

3. 施行期日

平成 27 年 10 月 21 日

4. 適用猶予

トリクロロエチレンについての改正後の排水基準は、施行期日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されますが、既設の特定事業場（設置の工事を行っているものを含む。）については、改正省令施行の日から 6 月間^{※1}（水質汚濁防止法施行令別表第 3 に掲げる施設を設置している特定事業場については 1 年間^{※2}）は適用されず、従前の排水基準が適用されます。

※1：平成 28 年 4 月 20 日まで ※2：平成 28 年 10 月 20 日まで

（編集部注）この改正の内容は、愛研技術通信第 105 号（2015 年 5 月 1 日）で既報です。

つれづれ水紀行

第 22 回 清左衛門地獄池（せいざえもんじごくいけ・神奈川県南足柄市）

神奈川県南足柄市にある平成の名水百選の一つ、「清左衛門地獄池」に立ち寄った。なにかと穏やかでない箱根山の近く、噴火警戒レベル 3 に引き上げられた今年 7 月、天気も梅雨前線と低気圧の影響で強い雨

が降る中のこと。

東名高速大井松田 I.C. から西へ酒匂川を渡り「金太郎のふるさと」の看板が目につくなか箱根外輪山の山裾に向かうと「富士フィルム前」駅があり、そこから住宅地の中を山側に入るとこの池がある。



「富士フィルム前」駅



清左衛門地獄池

神奈川県資料にはこのような言い伝えが紹介されている・・・「昔、加藤清左衛門という人が水源を探し求めてこの付近まで来て、見て回っているうちに急に馬が足を取られ、清左衛門は慌てて手綱を引いたが間に合わず、アレヨという間に馬もろとも深みに吸い込まれ、沈んだ穴からは水が勢いよく噴出したといいます。村人たちは清左衛門の供養をして、池を作り、生活や田んぼの用水に利用し、以降、村は水に困ることなく豊かになったということです。」

湧水池の中の小島に「巖島神社」、池の左側に「弁財寺」があり、水源として地域生活に密着してきたせいか多くの石碑が並んでいる。池の裏山には「幸運の滝」や「清左衛門地獄池」を眺められる散策路もあるようだが、今日のこの雨では歩けない。

現在の池はおよそ 800 平方メートルの広さで、1 日約 13,000t の地下水が箱根外輪山から湧き出しており、昭和 29 年富士フィルムの工場増設に伴い第 2 水源地として工場用水にも使用されるようになったとのこと。今でこそ写真フィルムの需要は減り工程で使う水量も減っているようだが、工業用水としての歴史的な活用形態の好例である。

良質で大量の水に恵まれたこの地域には他にも多くの工場が立地して地域の発展を支えてきた。それというのも箱根山という火山があったればのこと。水資源の恩恵と噴火のリスクという両面に思いを致しながら、この後には嵐の箱根山を登った。(A.F.)

(アクセス：伊豆箱根鉄道大雄山線「富士フィルム前駅」下車、徒歩約 20 分。東名高速道路大井松田 I.C. から車で約 20 分)

編集後記

青空に高い雲、ヒガンバナ、金木犀の香りで秋を感じ、スーパームーンの今年の中秋の名月。季節の足取りは順調です。秋の実りを肴にお酒の美味しくなる時期でもあります。お仕事でも多くの稔りと、それを祝う美酒がもたらされますように。(A.F.)



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749